

2023

隣保館だより

12月号



NO. 363

発行・編集

鹿沼市隣保館

鹿沼市万町 931-1

Tel.0289-64-4776



人権に関する3つの法律（人権三法）をご存じですか

「人権三法」とは、国が差別の解消を目指して、平成28（2016）年度に施行した人権にかかわる3つの法律を指します。

これらの法律の趣旨を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

【障害者差別解消法】

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。

全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日から施行されました。

【ハイトスピーチ解消法】

正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」といいます。

特定の国の出身者であること、またはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動解消に向けた取組を推進することを目的として、平成28年6月3日から施行されました。

【部落差別解消推進法】

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」といいます。部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお結婚・交際の場面における差別や、インターネット上における差別を助長するような内容の書き込みなどがなされるといった事案が発生しています。これを解消することが重要な課題であることから、部落差別のない社会を実現するために、平成28年12月16日から施行されました。

相談窓口

困ったときは、ひとりで悩まずご相談ください。秘密は厳守します。

■みんなの人権110番

（法務局 全国共通人権相談ダイヤル）

0570-003-110

■子どもの人権110番（法務局）

0120-007-110

■女性の人権ホットライン（法務局）

0570-070-810



ふれあい料理教室

11月9日（木）、第10回ふれあい事業「料理教室」を、講師に荒井美輝先生を招き、参加者11名で行いました。

献立は、「れんこんのハンバーグ・チンゲン菜のわさび酢和え・にんじんの胡麻和え」で、レシピの説明のあと、さっそく実習。参加者同士で料理のコツを教え合いながら、和気あいあいと実習が進み、1時間程度で料理が出来上がりました。

いつも一人分しか作らないひとり暮らしの方からは、みんなと一緒に作って食べられて、普段より美味しく感じたとの感想をいただきました。お喋りに花が咲く、笑顔あふれる料理教室になりました。



街頭啓発活動



12月4日（月）～10日（日）は、第75回人権週間でした。

人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地で様々なキャンペーンが行われました。鹿沼市では人権週間前日の3日午前、市内ヨークベニマル2店舗、ヤオハン栗野店で、人権擁護委員や市職員がチラシや啓発グッズを買い物客に手渡し、人権の大切さを訴えました。

人権週間を機に私たち一人ひとりが、差別や偏見に気付き相手の気持ちを考え、日常生活の中で人権を尊重するという意識を持つよう心がけましょう。

そして、すべての人が幸せに暮らせる社会実現のために！